

令和5年度

軽米町職員採用試験（前期）受験案内

軽米町役場 総務課 総務担当

〒028-6302 岩手県九戸郡軽米町大字軽米 10-85

電話 0195-46-4738 内線 250

軽米町職員の採用試験を、次のとおり行います。

この試験は、軽米町職員の採用候補者を決めるために行うものです。

1 試験職種及び採用予定人員

試験職種	採用予定人員	職務内容
土木技師	若干名	土木・建築行政に関する業務等に従事します。
保健師	若干名	保健福祉行政に関する業務に従事します。

2 受験資格

試験職種	受験資格
土木技師	平成元年4月2日以降に生まれた方で、短期大学、2年制以上の専門学校または大学の土木の専門課程を修了または令和5年度中に修了見込みの方 ※履修科目の証明を求める場合があります。
保健師	平成元年4月2日以降に生まれた方で、保健師の資格を有する方または令和5年度中に実施される試験において取得見込みの方

ただし、次のいずれかに該当する場合は、受験できません。

- ・ 日本国籍を有しない者
- ・ 地方公務員法第16条の欠格条項に該当する者

3 受付期間

令和5年5月15日（月）から6月15日（木）まで（閉庁日を除く。）、受付時間は午前8時30分から午後5時15分まで。

郵送の場合にあっても、令和5年6月15日（木）午後5時15分必着です。

4 受験手続

(1) 受験申込用紙等の交付

受験申込用紙等は、軽米町役場総務課で交付します。

申込関係書類の郵送を希望する場合は、次の URL から Web フォームにて申請してください。内容を確認した後、郵送により受験申込書をお送りいたします。

URL: <https://logoform.jp/form/MAEf/273447>

なお、Web フォームにより申込関係書類を請求いただく場合は、令和5年6月9日（金）までに請求してください。

(2) 申込手続

受験申込書・受験票・返信用封筒に必要事項を記入し、軽米町役場総務課に提出してください。（職種の複数受験は出来ません。）

- ① 受験申込みを郵送で行う場合は、封筒の表に「職員採用試験受験申込」と朱書きしてください。なお、郵送の場合でも提出期限は同じですので、注意してください。
- ② 写真（縦6.0cm・横4.5cm）を2枚用意してください。
1枚は受験申込書に貼付し、他1枚は受験票に貼付してください。
写真の貼付が無い場合は、受付できません。
- ③ 資格や免許を取得済みの場合は資格証等の写しを添付してください。
- ④ 返信用封筒は、受験票を返送するために使用しますので、宛先・郵便番号を明記し、84円切手を必ず貼付してください。返信用封筒は、定型封筒（縦23.5cm・横12cm以内で官製はがきが入るサイズ）とします。
- ⑤ 試験当日は、返送された受験票を必ず持参してください。

(3) 受験票の交付

申込書を受理した場合は、受験票を郵送します。7月4日（火）を過ぎても受験票が到着しない場合は、軽米町役場総務課・総務担当までお問い合わせください。

5 試験日時及び会場

試験	日 時	会 場
第1次試験	令和5年7月9日（日） 受付時間 午前9時～9時40分 試験開始 午前10時 試験終了 午後4時（予定）	軽米町役場 （軽米町大字軽米10-85）
第2次試験	令和5年8月下旬以降 ※第1次試験の合格者に文書で通知します。	軽米町役場（予定）

6 試験の方法及び内容

(1) 第1次試験

試験職種	試験方法	内 容
土 木 技 師 保 健 師	教養試験	公務員として必要な一般的知識及び知能について多肢選択式による筆記試験を主として高等学校卒業の程度において行います。 (40 題 2 時間)
	専門試験	職務遂行に必要な専門分野の知識をみるために行います。 (30 題 1 時間 30 分)
	作文試験	文章による表現力、観察力、課題に対する理解力等をみるために行います。 (1 題 1 時間)

※試験は、活字印刷分により出題します。

※身体の障がい等のため受験上の配慮を必要とする方は、ご相談に応じますのであらかじめご連絡ください。

(2) 第2次試験

人 物 試 験	適性をみるために個別面接及び性格検査を行います。
身 上 調 査	受験資格の有無、申込書記載事項の真否等について行います。

7 合格者発表

(1) 第1次試験合格者発表

令和5年8月上旬までに受験者全員に合否通知します。

(2) 最終合格者発表

第2次試験の結果に基づいて最終合格者を決定のうえ、令和5年9月中旬頃を目途に発表します。

発表の方法は、ホームページや役場掲示場に受験番号を掲示するほか、第2次試験受験者全員に合否通知します。

8 合格から採用まで

(1) 最終合格者は、軽米町職員採用候補者名簿に登載されます。

(2) 令和6年4月1日以降において、欠員等による職員の補充を要する場合に、名簿登載者の中から採用されることとなります。なお、この名簿の有効期間は原則として1年間です。

最終合格者は、採用予定数に採用辞退者等の人数を考慮して決定しますので、実際の採用人数より多くなります。したがって、採用候補者名簿登載者全員が採用されるとは限りません。

(3) 最終合格者のうち、令和6年4月1日採用予定者には、就職の意思等を確認するため、意向調査を行います。指定期日までに必要事項を記入し提出したのち、本人の意思等が確認できた場合は、原則として、令和6年4月1日に採用されることとなります。

ただし、資格取得見込みの方が資格取得できなかった場合、もしくは、採用されるまでの期間に公務員としてふさわしくない行動があった場合は、採用を取り消します。

9 給与等について

(1) 初任給

職種	適用給料表	月 額 (令和5年4月1日現在)
土 木 技 師	行政職給料表	短 大 卒 1 6 8, 5 0 0 円
保 健 師	医療職給料表 (三)	短 大 卒 2 0 6, 6 0 0 円

※ 初任給は採用前の経歴等に応じて一定の基準で加算され決定されます。今後、人事院勧告による国家公務員の給与改定等を踏まえ、改定（引上げまたは引下げ）することもあります。
(上記の月額は職歴等による加算をしていない額です。)

(2) 諸手当

給料のほかに扶養手当、住居手当、通勤手当、期末勤勉手当、寒冷地手当、時間外勤務手当等が支給されます。

(3) 勤務時間、休暇

勤務時間は、週38時間45分で、1日の勤務時間は通常7時間45分となっています。
有給休暇として、年次休暇、病気休暇、特別休暇等があります。

(4) 共済制度等

職員の共済制度がありますので、職員や扶養家族が病気になった場合は、医療給付が受けられます。
退職した場合は、勤務年数に応じた退職手当、退職共済年金が支給されます。

10 問い合わせ先

〒028-6302 岩手県九戸郡軽米町大字軽米第10地割85番地
軽米町役場総務課・総務担当(電話 0195-46-4738 内線 250)